学校の管理下における
歯・口のけが防止必携

《 ダイジェスト版 》

ダイジェスト版は、本書の内容を抜粋して掲載しておりますので、詳しい内容については、センターホームページ等で御覧ください。（巻末参照）

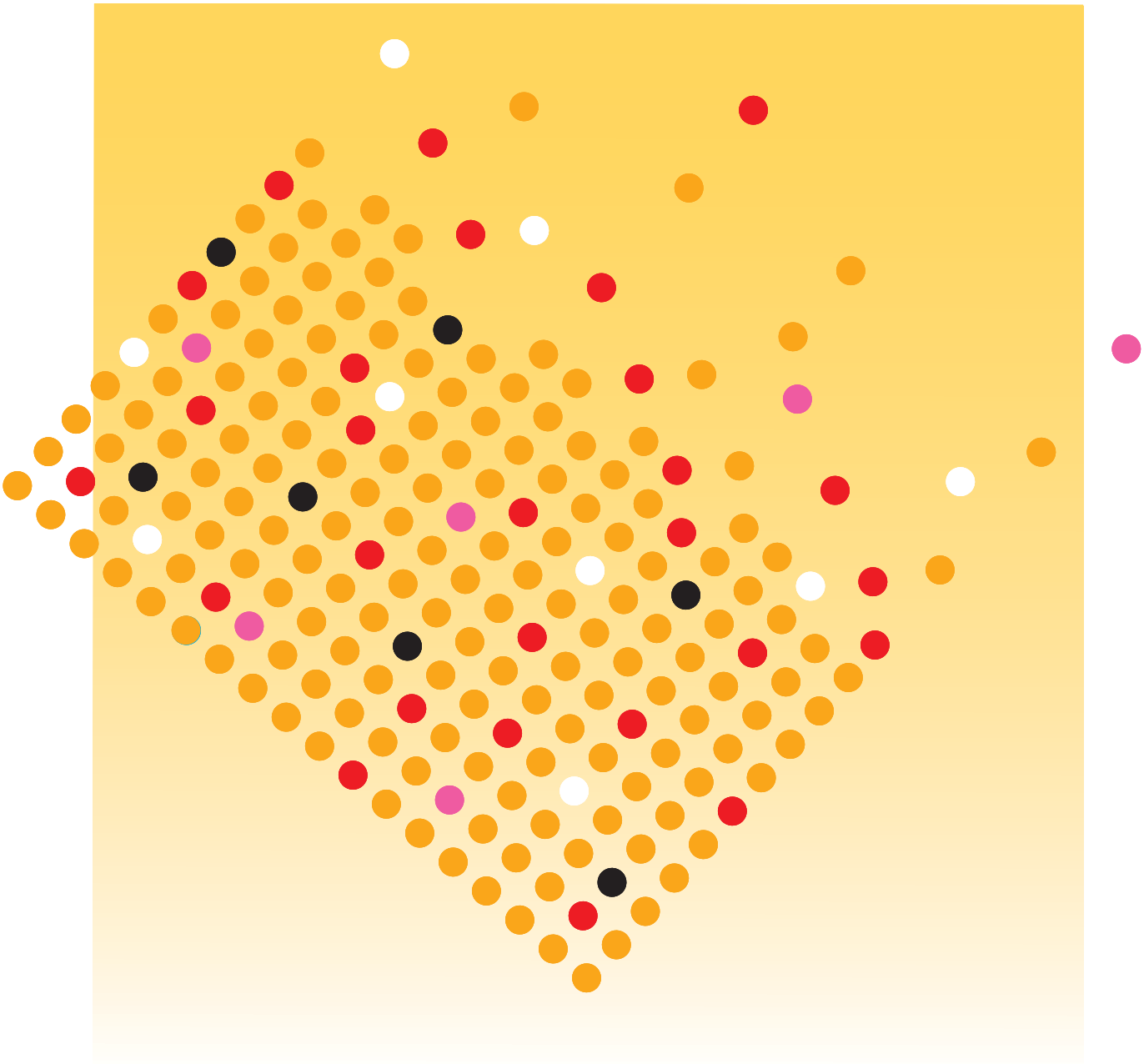

独立行政法人日本スポーツ振興センター
NAASH
National Agency for the Advancement of Sports and Health

はじめに

「けが」というと、ほとんどが手や足などの負傷を連想されることが多いと思います。平成18年度のけがの実態を負傷した部位別にみると、上腕部、前腕部、肘部、手関節、手・手指部をすべて含めて「手」とし、足においては、大腿部、下腿部、膝部、足関節、足・足指部をすべて含めて「足」とした場合、確かに「手」「足」はけがの半数以上を占めることになります。しかし、この「手」「足」を含め、身体を詳細部位に分けた場合、「歯・口」のけがは発生件数の上位に来ます。

また、けがにとどまらず障害を負ってしまうケースも少なくありません。「歯牙」の障害事故は障害種類別にみても、最近10年間は減少傾向にあるものの、依然として上位を占める部位のひとつであり、全体の障害事故件数の約30％を占めています。

では、なぜ歯・口の事故は多いのでしょうか。それは大きくわけて２つ考えられます。ひとつは、「歯・口」が持つさまざまな役割や意味が十分認識されていないこと。ふたつめは、けがをしてしまったときの対処方法が、よく知られていないことです。「歯・口」は私たちが健康な生活を維持するために、栄養を摂取するために行う「咀嚼」を司る重要な器官です。その重要な器官が損なわれることによる生活の変化は、ときに「手」「足」の機能と同様に生活を一変させてしまうこともあります。また、永久歯は一度失うと再生されませんが、義歯による代替が可能という切迫感の薄い認識が根強くあるということです。けがをしたときの対処方法に関しても、「歯は折れたり抜けてしまってはもうだめだ」と思われがちですが、実際には、適切な対処がとれていれば、再植可能の場合があります。

本書は、子どもたちの「歯・口」をけがから守るための知識を深めていただくために、教育現場において、学校生活の管理と指導に役立つ情報を学校種別に掲載しております。また、さらに歯の構造やけがの種類を掲載した簡単な歯に関する解説も掲載しております。巻末では、歯・口のけがのさまざまな統計情報や本書を作成するに当たり、研究委嘱を行った学校の研究実践事例も掲載しました。

本書が、「歯・口」に関する数少ない学校安全の指導書・参考書として活用され、ひいては学校生活における子どもたちの生活安全の確保の意識向上の一翼を担うことができることを期待いたします。

平成２０年３月

独立行政法人日本スポーツ振興センター
健　康　安　全　部

「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」作成委員 ◎は委員長（５０音順）

今 関 豊 一	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 教科調査官
桶 田 ゆかり	東京都文京区立柳町幼稚園 教頭
小 野 塚 隆	神奈川県立川和高等学校 教諭
熊 沢 直 孝	財団法人日本中学校体育連盟 前副会長
佐 藤 豊	文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課 教科調査官
柘 植 紳 平	財団法人日本学校歯科医会 副会長
◎戸 田 芳 雄	国立淡路青少年交流の家 所長
中 塚 義 実	東京都高等学校体育連盟 研究副部長
松 本 勝	明海大学 准教授
松 本 康 利	愛知県蒲郡市立形原中学校 教諭
安 井 利 一	明海大学 歯学部長
矢 部 崇	東京都教育庁指導部指導企画課 統括指導主事
吉 羽 扶美子	東京都文京区立明化小学校 教諭
渡 部 澄 絵	千葉県千葉市立高洲第二中学校 養護教諭
渡 邉 正 樹	東京学芸大学 教授

また、上記作成委員の他、下記の学校にも研究協力をいただきました。
広島県立庄原格致高等学校（平成１５年度学校安全研究推進事業研究委嘱校）
山形県立山形中央高等学校（平成１７年度学校安全研究推進事業研究委嘱校）
岐阜県立岐南工業高等学校（平成１７年度学校安全研究推進事業研究委嘱校）
岩手県立盛岡工業高等学校（平成１９年度学校安全研究推進事業研究委嘱校）

歯・口のけがを防ぐための10か条

日頃からの管理と指導

1　朝、授業や活動の途中・前後に、健康観察をしましょう
2　食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活と敏捷性や調整能力などの基礎的な体力つくりに努めましょう
3　施設・設備や用具、教室や運動場などの安全点検を行い、環境を安全に整えましょう
4　活動場所や内容、運動種目などに応じた安全対策をしましょう
5　危険な行動などを見つけたら、改善のための指導をしましょう
6　安全な活動や用具等の使用に関するルールを決め、お互いに守るようにさせましょう

危険を予測・回避するために

7　事故の事例や「ひやり・はっと」した場面などを題材に、危険予測・回避の学習をしましょう
8　体の接触、ボールやバット・ラケット等に当たることが多い運動では、マウスガードの着用も検討しましょう

けがをしてしまったら

9　けがをしたところを清潔にし、応急手当をしましょう
10　抜けた（欠けた）歯を拾って、速やかに歯科医を受診しましょう

目　次

Ⅰ　歯・口のけがの防止の重要性……2
Ⅱ　歯・口のけがの防止のための管理と指導……3
Ⅲ　マウスガードの活用……13
Ⅳ　危険予測学習……14
Ⅴ　応急手当……17
Ⅵ　学校の管理下における歯・口のけがや障害の現状……19

※本書で使用した統計値は、平成15年度に学校の管理下で発生した歯・口の災害より抽出しました。

Ⅰ 歯・口のけがの防止の重要性

歯・口のけがを防止するために

学校において子どもが安全で健康な生活を送ることは、とても重要です。そのために、交通事故や水の事故などと同様に、歯・口のけがについても子どもの安全を脅かすような事故が起こらないためにできることがあります。指導者が歯・口のけがのことを学び、子どもに知識や防止法を指導することで確実に事故を減らすことができるのです。

歯・口のけがの防止の重要性

(1) 障害見舞金に見る歯の障害の発生率の高さ

近年、学校では歯を失う原因として、むし歯や歯周病といった病気ばかりでなく、外傷による歯・口のけががクローズアップされています。日本スポーツ振興センターが行った障害見舞金の給付件数の中では、歯・口のけがによるものが最も多く、全体の約3割を占めています。また、平成13年度の高等学校の歯の障害件数は、高校全体（262件）の半数（134件）に達しています。

(2) 歯・口の健康つくりの価値観の向上

学校歯科保健の歴史をみると、歯・口を教材として行う保健教育は、児童生徒の教育の題材として極めて優れた内容を備えています。口の中は観察が容易であり、児童生徒が理解しやすく、問題発見解決学習に適しているからです。昭和53年に文部省は『小学校　歯の保健指導の手引』を発刊し、平成4年に同改訂版を発刊して、主として保健教育の保健指導の題材として、歯科保健の活用を推進してきています。また、平成16年に文部科学省は、『「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康つくり』（発行：日本学校歯科医会）を発刊し、保健教育における歯科保健の意義を示しています。学校歯科保健活動の活性化に伴い、子どもたちが健康な歯・口の大切さを理解し、生活の中でその実践に目を向けるようになってきています。こうした学校歯科保健活動の成果として、子どもたちが自分の歯・口の健康を自分で守り育てる基盤が形成されてきたのです。歯・口の健康つくりは、人間性の陶冶に優れた効果を発揮するなど「生きる力」の向上と全身の健康つくりを考える教育として全国的に成果を上げてきています。

(3) 生活の質（Quality of Life：ＱＯＬ）の低下防止

歯はあるのが当たり前で、普段は気にも留めないで生活していますが、歯を失うことで食事や会話に支障をきたしたり、顔の表情が変化して、人に与える印象が変わったりするなど、肉体的、精神的なQOLの低下はもちろんのこと、社会的生活にも大きな影響を及ぼします。歯・口のけが防止のための安全教育・安全活動によって、事故の発生を減少させ、QOLやスポーツパフォーマンスの低下を防止できます。

(4) 歯・口のけが防止のための安全教育・安全管理

歯・口のけがの現状や歯科保健教育の成果を背景に、安全教育の新しい概念として学校歯科からみた安全活動が新たに注目されてきました。それは、病気ばかりでなく、アクシデントによる外傷に対して自らの体を守るという習慣や態度を養うための安全教育・安全管理に関する活動を学校教育の中に取り入れ、学校歯科保健と同様の成果を期待するからです。

歯・口の安全教育の重要性

「歯は、失ったら取り戻せない大切なもの」

普段何も意識しないで使っている歯の重要性を子どもたちに認識してもらい、「歯・口は大切なんだ」「歯がなくなったら困る」という気持ちを抱かせなければ、歯・口のけが防止のための安全教育は功を奏しない。

Ⅱ 歯・口のけがの防止のための管理と指導

❶ 幼稚園・保育所

(1) 幼児の発達と安全

幼児は、小中学生に比べ身体発育や精神的機能の発達が十分ではない。

体型上、頭が重いことから転倒、転落しやすい。また、危険や恐怖に対し臆病であるが、危険を予測する認知能力は自己中心的である。好奇心が旺盛なため、様々な体験をして周囲の世界についての理解を豊かにしていく半面、自分は何でもできる力があると感じ行動してしまう。大脳の興奮回路と抑制回路の形成が不十分であり、行動全体にコントロールが利きにくい。

安全指導においては、幼児の好奇心を大切にし、環境の中での危険については教師や保護者が十分に気を付け、個々の体験を生かして危険に対する注意力を身に付けたり、実際の場面において危険行動を抑制する体験を重ねたりすることが大切である。また、4歳児ごろから「他者の心の存在」を理解できるようになるので、「自分の思いを表し、伝える」「相手の思いに気付く、聞く」なども身に付くようにしていくことが大切である。

(2) 幼児の歯・口のけがの特徴

ア　幼児の歯・口のけがは、歯牙破折よりも「亜脱臼、脱臼」が多い。

幼児期のけがとしては挫創や挫傷・打撲が多いが、歯に限ると「亜脱臼」が圧倒的に多い。

イ　幼児の歯・口のけがは、転倒や衝突によるものが多い。

幼児は身体的特徴として、頭が重いため転倒しやすく、身体的諸機能が未熟なため転倒の際に手がとっさに出ずに顔から転倒してしまう。また、幼児は感情的機能が知的機能より優位に働くため、周囲が見えずに友達と衝突したり、じゃれあいやトラブルから友達に押されて転倒したりすることも多い。

(3) 安全管理と指導

幼児期は、運動機能が急速に発達し、意欲も高まる時期である。幼児は、周囲の大人から見守られているという安心感に支えられながら行動範囲を広げ、主体的に環境にかかわる遊びを通して様々な経験を積み、心身の調和のとれた発達をする。園においては、安全管理として幼児が安心してかかわれる環境づくりをするとともに、体を意欲的に動かし心身の発達を促す環境づくりを行い遊びや生活を通して、幼児一人一人の実態（身体能力、経験、理解や情緒の安定などの個人差）に即した指導を日常的・具体的に行う必要がある。

特に歯・口のけがの防止のための安全指導としては、「転倒」と「衝突」に重点を置き、年齢なりに危険に気付き（危険予測）、危険から少しでも遠ざかる（危険回避）ことができるようにしていくことが大切である。

また、幼児の歯・口の事故を見ると、運動的な遊具を使って活動をしている時は意外に少ない。これは、幼児なりに目的意識があり緊張し慎重な動きになっているためと思われる。目的がない時や感情が優位になった時に事故が起きやすいことを意識した指導・援助が必要である。

＜安全点検項目の一例＞

対　　象	項　　目
保育室・遊戯室	・遊具の置場、破損、整備状態 ・床の状態（滑りやすさ、破損など） ・壁の破損 ・机やいすの配置、破損 ・釘（くぎ）や鋲（びょう）などの突起物の有無 ・不用品の有無 ・運動用具、大型遊具の置場、破損や劣化 ・ピアノの位置や角のカバー　など
玄関・廊下・テラス・ベランダ・トイレ	・飛び出し禁止のマーク ・不用品の有無 ・雨天時の滑りやすさ　など
園庭・屋上	・地面の勾（こう）配や凹凸 ・地面の排水状態 ・不用品の有無 ・危険物（ガラス、石、釘など）の有無 ・固定遊具の破損や劣化 ・固定遊具の下のマットの有無　など

❷ 小学校

(1) 小学生の発達と安全

小学生は、一般的にいうと、保護者や教師の指導を素直に受け止め、家庭や地域、学校での生活のルールや方法を身に付ける中で、大脳の抑制回路も順調に発達し、衝動的な行動が減少し安全教育を行う上で最適ともいえる時期である。

しかしながら、ふだん身近な場所での危険について知識をもっているものの、まだ、十分な危険判断能力をもつに至らなかったり、身体的機能や運動機能が発達途上にあるため、自分の力の加減やバランス感覚等がつかめなかったりする児童もいる。

したがって、子どもの身の回りの危険や安全については、小学生の時期に一通りの基本的な指導が可能であり、その効果は大きいといえる。逆にこの時期、安全教育の内容に著しい不足が生じると、生涯にわたって安全な生活を実践するための資質や能力を育成する上で、大きな課題を残すことになる。

また、低学年の児童は、自己中心的に物事を判断し衝動的に行動するという幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達し、中学年、高学年の児童は、「ひやり・はっと体験」を含む様々な経験や学習を通して、危険に対する予測や判断、危険回避などの対処能力が身に付いてくる時期であり、このような発達の特徴を踏まえ、個人の特性にも配慮しながら、歯・口のけがを防止するための安全指導や管理を行う必要がある。

さらに、仲間への所属感を求める気持ちが高まる高学年の時期は、自分からあるいは強制されて危険行動を行うことがあり、仲間の圧力(ピア・プレッシャー)にどう対処して安全な行動をとるかという指導は、安全教育上重要なポイントの一つとなる。

(2) 小学生の歯・口のけがの特徴

ア 転倒による事故が一番多く、ついで、物に衝突、人に衝突が多い。
イ 歯牙破折や亜脱臼が多い。
ウ 事故は休憩時間中に起こりやすい。

小学校の原因別の傷害発生割合(%)

学校種別	性別	転倒	人に衝突	物に衝突	転落	運動中床で打つ	自分の膝で打つ	ボールが当たる	ラケット等が当たる	投げられる	けんか	相手の足・手が当たる	自転車で転倒	自転車と衝突	その他
小学校	男	41.1	18.1	23.4	5.1	2.1	1.0	1.6	0.8	0.6	2.5	2.5	0.4	0.0	0.8
	女	51.0	11.6	24.3	5.5	1.7	1.0	1.0	0.7	0.3	0.3	1.4	0.3	0.0	0.7
	全体	44.8	15.7	23.7	5.3	1.9	1.0	1.4	0.8	0.5	1.7	2.1	0.4	0.0	0.8

(3) 小学校における日常生活の「指導」と「管理」

小学校の歯・口の傷害の60%は、休憩時間中に起こっている。朝の登校後の準備時間や給食準備中、清掃時間などにも起こりやすい。児童同士のかかわりが多くなる時、児童の判断で動く時、児童が気を抜く時の過ごし方の確認や指導・配慮が必要となる。

＜安全点検項目の一例＞

対　　象	項　　目
教　室	・学習用具の整理状態 ・床、机、いす、棚の状態（滑りやすさ、破損など） ・机、棚、その他の備品の配置 ・釘（くぎ）や突起物の有無 ・出入り口の扉における危険性の有無 ・窓枠の破損や窓からの転落の危険性　　など
体育館・体育倉庫	・床板や壁面の破損 ・体育用具の破損や劣化 ・ピアノの安全管理（固定状態） ・体育用具の配置や整理状況　　など
校　庭	・地面の勾（こう）配や凹凸 ・地面の排水状態 ・不要品の有無 ・固定遊具、固定施設、移動施設（バスケットゴール・サッカーゴールなど）の破損や劣化 ・危険物（ガラス・石・釘など）の有無 ・木や植物の管理 ・体育用具の配置や整理状況　　など
玄関・廊下・階段 昇降口・非常階段 ベランダ・トイレ 水飲み場	・フェンスの破損や劣化 ・滑りやすさ（雨天時、角、滑り止めの有無） ・不要物の有無 ・右側通行の印　　など
プール	・プールサイドやプール周辺の危険性 ・滑りやすさ ・排水状況 ・不要品の有無 ・プール用具の配置や整理状況　　など

❸ 中学校

1　中学生の発達と安全

中学生期は、小児から大人への変化の時期であり、小学生期に比較すると心理的にも不安定な時期にあたる。理解力、認識力の高まる時期であるが、ふざけたり相手の気を引く行動を取ったりするなど、仲間との接し方にはまだまだ幼さが残る。また、後先を考えず行動してしまうのも多くの中学生のもつ特徴といえる。例えば「相手の足を引っかければ転倒する」「室内で鬼ごっこをすれば人に衝突する」「ぬれた廊下を走れば転びやすい」「嫌がることをすれば友達は怒る」というような見通しをもつことができないために引き起こしてしまうトラブルや事故、ちょっとしたふざけあいや遊びから発展する衝動的感情的なけんかも多い。

中学生期は、体格や運動能力における個人差は大きな時期であるが、それぞれの心の成長はもちろんのこと、体力が大きく向上する時期に当たる。心身の健全な成長を目指して、体育スポーツ活動に没頭する絶好期であるともいえる。まず、学習面では、学級担任がほとんどの教科を教える小学校と違い、教科担任制となってくるため、保健体育科の授業においても、より専門的な学習の展開となっていく。生徒一人一人の個人差も大きいが、それぞれに体力が高まっていく時期でもあり、保健体育の授業も専門的かつダイナミックな展開となっていく。また、課外活動としての部活動が

本格的に行われることが小学生期とは大きく異なっている。各種目ごと、競技力の向上を目指して日々の練習に取り組むとともに、心身を鍛え上げていくことになる。

さて、中学生期の発達の特徴と安全指導の関係について考えてみると、まず、安全の確保にとって極めて重要な情緒の安定と自己統制の問題点があげられる。中学生期は、心の成長の過渡期にあり、気分の変化が大きく衝動的な行動が時としてみられることは、安全指導にとって見逃せない特徴となる。また、認識力や理解力は高まってきているので、安全のためのきまりや約束など、その防止の仕方については言葉の上での理解は容易であるが、感情を抑えきれずに衝動的に無分別な行動に走ったりすることもあり、このことは極めて危険なこととなる。理解していることと実際の行動とのずれが問題であり、危険な行動はいけないと知っていても、つい乱暴な行動をしてしまうこともあるからである。認識の発達とともに、集団への関心と適応ができていくときであるため、個人の安全だけでなく、他人や集団の安全に対して積極的な意欲の育成を図っていく必要がある。
身体的側面についても成年に近い能力を備えはじめている時期であるので、危険の予測にとって重要な「認知」、「弁別」などの知覚の充実を図るとともに、とっさの場合の危険からの回避に必要な柔軟性などの体力の向上を図ることも大切である。

2　中学生の歯・口のけがの特徴

中学生の歯・口のけがの特徴として、調査から次のことがわかる。

ア　中学生で一番多い歯・口のけがは、歯牙破折である。脱臼のほぼ3.5倍である。

歯牙破折の発生割合は、2番目に多い亜脱臼の1.3倍、3番目に多い脱臼の3.5倍である。成長に伴って骨植が堅固になるとともに、事故による衝撃が歯に対して強く瞬間的であるため、歯牙破折の割合が多くなる。

イ　歯髄炎が増える。

中学生での歯髄炎の発生割合は、小学生の4.5倍になっている。けがをした場合、小学生でのけがに比べ、重傷となることが多い。

ウ　日常生活場面での発生原因は多岐にわたり、運動中のけがが増える。

日常生活場面での発生原因は多岐にわたっており、発生状況(時間)も様々である。小学校の特徴と高等学校の特徴を併せもっていると言える。また、小学校に比べ、運動中の歯・口のけがが増えている。保健体育科の授業でも運動用具を使うようになるとともに、課外活動として本格的に運動部活動に取り組むようになるためであると考えられる。特に球技でのけがの発生割合が高くなっている。

中学校の原因別の傷害発生割合（%）

学校種別	性別	転倒	人に衝突	物に衝突	転落	運動中床で打つ	自分の膝で打つ	ボールが当たる	ラケット等が当たる	投げられる	けんか	相手の足・手が当たる	自転車で転倒	自転車と衝突	その他
中学校	男	21.5	17.5	13.5	2.0	6.0	2.0	4.5	7.0	1.5	6.5	13.0	4.0	0.0	1.0
	女	22.0	16.9	16.9	1.7	6.8	0.0	3.4	10.2	0.0	0.0	11.9	5.1	3.4	1.7
	全体	21.6	17.4	14.3	1.9	6.2	1.5	4.2	7.7	1.2	5.0	12.7	4.2	0.8	1.2

(1)　日常生活場面における管理と指導

ア　「歯や口は大事だよ」という意識の向上をめざす

歯や口のけがが生活の質を左右することを中学生に意識させたい。歯や口のけがの種類、けがによる日常生活上の障害や永久歯は再生不可能なことなどについて、具体的な資料を用いて指導し「歯は大事だよ」という意識の向上を図っていく。特に、定期的に発行される保健便りや年度当初に行われる歯科検診をよい機会として、歯や口のけがに対する安全を啓発していきたい。また、歯や口のけがをテーマとした保健集会を行うことで「歯は大事だよ」という意識を中学生に植え付けていきたい。生徒会組織を機能させ適切な援助を施していけば、生徒たちの目線で歯や口のけがに対する健康安全を実感させることができ、その意識を高めていくことができる。

イ　安全な行動、落ち着いた生活態度を育成する

自らの不注意、遊びやふざけが原因の歯や口のけがが多く発生している。歯や口のけがの多くは安全な行動、落ち着いた生活態度によって防止できることを指導する。その際には、危険を予知、

予測できるような具体的な事例を取り上げて、日常生活の各場面で適切な行動が取れるような学習活動を工夫したい。あわせて、望ましい生活習慣や誠実な行動などを主題とした道徳指導を行い、心の発達を支援するとともに道徳的な実践力・判断力を育成したい。学校生活上の安全のきまり・約束を生徒たちに示し、遵守するように求めることも大切である。簡単なものとして、「〇〇中学校の心得 10 箇条」のようなものを作成し、教室内の目の届く位置に掲示したり、生徒手帳に載せたりするとよい。ＡＥＤ講習などとあわせ、歯の傷害の応急手当の方法についても学ばせ、緊急時に冷静に対処できる実践力を身に付けさせたい。

ウ　好ましい人間関係づくりを支援する

ささいなことをきっかけとして衝動的・感情的な暴力行為に発展しないよう、我慢の仕方やストレスへの具体的な対処の仕方を常日頃から指導する。その際、具体的な場面を想定したロールプレーや自己理解、他者理解等をねらいとするグループアプローチなどで、コミュニケーション能力、他者を思いやる心を培い、日常生活の実際の場面で実践できるようにする。このように好ましい人間関係づくりを積極的に進めることで、歯や口のけがにつながる危険性をはらんでいるけんかなどを未然に防ぎたい。同時に、日頃から暴力は許されない行為であることも指導しておかなければならない。また、生徒の実態を踏まえた上で、集団生活の向上や友情等を主題とした適切な資料を用いて道徳指導を進める。その際、年間を通して、継続的、段階的に指導を進めることで、道徳的な価値が浸透するようにする。

エ　全校指導体制を確立する

歯や口のけがは様々な日常生活場面で起こる可能性があることを全教職員で共有することが大切である。それ故、時間の許す限り教員が生徒に寄り添い、様々な活動を見届けたいものである。そして、危険な行動をとっている場面を見つけた場合は、その状況がどのような形で歯や口のけがにつながるのかを指導したい。反面、生徒の成長に合わせて自主的・自治的な活動ができるように、その活動を生徒の手に委ねていけるように配慮する。その際、生徒同士で、危険な行動を指摘しあえるようにしたい。また、生徒たちの生活安全に対する意識や行動、けんか、いじめ等の発生状況等を調査し、生徒への指導に生かしていくことも重要である。生徒指導委員会等で決まった指導重点目標を全教職員で共通理解して、歯や口のけがにつながる問題の予防に役立てたい。また、歯や口のけがが発生した場合には、この事実を生徒たちに伝えていくような環境(集会等を開く)を整えたい。情報をオープンにすることで、歯や口のけがの予防意識を高めることができる。

オ　施設・設備の安全管理を徹底する

先にも述べたが、校舎内でのけが、休憩時間中のけがが多いという事実がある。施設・設備など環境的な要因で、歯や口のけががおこらないように留意したい。そのためには、施設・設備、器具・用具等の安全点検も細心の注意を払って行う必要がある。危険箇所、異常を発見した場合には、直ちに管理区域責任者や関係職員と連携して修繕していかなければならない。また、歯や口のけがが「いつ」「どこで」起こりやすいのかを把握しておくことも大切である。「〇〇で暴れると、危ないよ」などの呼びかけで、事故の未然防止につながる。施設・設備の環境改善によって、歯や口のけがの予防に努めることが大切である。

カ　安全な自転車の乗り方を指導する

常日頃から安全な自転車の乗り方を指導するとともに、通学や部活動での自転車使用時に関する安全のきまり、約束等を設定し、生徒への周知徹底を図らなければならない。「ひやり・はっと体験」などをもとにした話し合いや安心安全マップづくり、危険予測学習を通して、自転車に乗る実際の場面で実践できる能力を高めていく。また、全校生徒を対象に自転車の安全点検を行うよう呼びかけたい。特に、自転車通学者に対しては点検表を配布して、定期的に点検させる必要がある。交通量などの環境変化にあわせてより安全な通学路へ変更したり、部活動の移動時にはより安全な道で移動するよう指示したりするなど、事故防止の環境を整えていくことも大切であろう。警察等関係諸機関とも連携を図り、自転車安全教室等を実施することも有効であろう。

(2) 運動時における管理と指導

ア　情緒の安定と自己を統制する力を育成する

中学生期は、心の成長の過渡期にあり、気分の変化が大きく衝動的な行動が時としてみられることは、安全指導にとって見逃せない特徴である。認識力や理解力は高まってきているので、安全のためのきまりや約束など、その防止の仕方については言葉の上での理解は容易であるが、感情を抑えきれずに衝動的に無分別な行動に走ったりすることもある。認識の発達とともに、集団への関心

と適応ができていくときであるので、個人の安全だけでなく、他の者や集団の安全に対しても積極的な意欲の育成を図っていく必要がある。

イ　正しい知識の習得とフェアプレーの精神を徹底する

正しい知識を習得していないことによって起こる事故もたいへん多い。スポーツにおけるルール練習や試合の仕方、審判の仕方などについて、正しい知識を習得することが安全の確保には欠かせない要素である。ルール一つ一つのもつ意味や理由をかみ砕いて指導することと、練習や試合においてけがが起こりやすい場面をその都度、繰り返し指導していくことが大切である。

また、相手がいるからこそ練習や試合ができることを認識させ、フェアプレーの精神の重要性を徹底して指導していく必要がある。

ウ　基礎的な体力の向上と正しい技術の習得を図る

体力の低下が深刻な状況にあり、そのことが要因となって事故が起きたり、大きなけがとなっているケースも多々ある。特に、顔面や頭を保護するような動きができなくて、大きなけがとなってしまうこともある。基礎的な体力の向上を図るとともに、とっさの場合の危険からの回避に必要な瞬発力の向上や身のこなし、受け身などを習得させる必要がある。また、正しい技術を身に付けることがけがを防止することにつながることを理解させ、繰り返し練習をして身に付けさせるよう指導することが大切である。

エ　施設・設備と用具の安全を確保する

日常的に校庭・体育館・プール等の運動施設における安全管理は重要である。しかし、その管理を体育科の教員や運動部活動顧問に任せっきりにするのではなく、学校が組織として安全点検等を行う必要がある。月に一度は必ずチェックリストを用いて、安全点検を行うような取組を進めていることが重要なのである。また、中学生であることから、生徒自らが安全な環境を確保するための意識を高めることも必要である。

オ　顧問教師の指導と管理を改善・充実する

運動部活動は、学級や学年の枠を越えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、個人や集団としての目的・目標をもち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さを含めて重要さを学び、継続的な学習により部活動の特性である専門的な知識や技能の習得を図ることができる活動である。安全に関しても生徒自らがその重要性を認識して活動を進めていくように促していかなければならない。

このように中学生の運動部活動においては、自発的・自治的に活動するように進めることが必要であるが、顧問教師は、活動場所について指導することが大原則である。また、指導方針や指導内容が生徒の現状を踏まえた適切なものになっているか、生徒の発達段階や個人差を考慮した指導になっているか、事故防止・安全対策は十分であるかなど、定期的に振り返り、必要があれば改善をしていく意識をもつことが重要である。

❹ 高等学校

1　高校生の心身の発達と安全

中学生の頃に抱いた、「子ども卒業意識」から生じる大人への強い反発心は沈静化し、高校生は、自分らしい生き方を模索するようになる。ただし、模索している生き方を自分の納得できるものにつくり上げていくことができる反面、自分の興味・関心や自分の利害などに傾きがちになる。そのため、冒険心などから生まれる子供っぽい危険行動は少なくなってくる反面、二輪車や自動車の運転に対する強い興味や関心を持つようになる。

このようなことから、高校生の安全教育の柱の一つとして、交通安全教育を欠くことはできない。特に、自転車通学者が多くなり二輪車での通学者も出てくる高校においては、自分自身の身を守るための「被害者にならないための教育」だけでなく、「加害者にならないための教育」の観点が必要である。高校生は、社会から庇護されるだけの立場から、責任を持って社会を構成する立場になろうとしている年代なのである。

高校生はまた、安全教育の立場からは、社会的貢献など、より大きな視点にたった生き方を促すことも必要になる。具体的には「高校生自身が地域社会における各種交通安全の催しや、災害時のボランティア活動に取り組むこと」などが求められる。こうしたことが、「社会人としての自覚を高め、より広い視野から安全を捉える機会になる」のである。

高校生は中学生に比べて体格、体力は向上するが、興味・関心の違いから、運動に積極的に参加する者とそうでない者の間の差が大きくなる。男女差も拡大する。運動を行う際には、性差、技能差、体力差に十分留意する必要がある。また、運動部活動等で運動を活発に行う者については、体力・技能のレベル、難易度も格段に向上することから、高度の安全管理が求められる。このように、高校生の運動中の安全管理は、たいへん重要なものである。

2 高校生の歯・口のけがの特徴

(1) 脱臼よりも歯牙破折が多い

骨の完成期に当たる高校時代において、瞬間的な強い衝撃を受けた歯は、「抜ける」よりも「折れる」傾向が強くなる。校種別に歯の破折と脱臼・亜脱臼の割合を見てみると、小学校よりも中学校、中学校よりも高等学校と年齢が上がるに従って、脱臼・亜脱臼よりも歯の破折の割合のほうが多くなっている。

校種別の歯牙破折の割合

	男　子	女　子	全　体
小学校	66.9%	70.5%	68.3%
中学校	73.0%	89.8%	76.8%
高等学校	85.0%	86.4%	85.3%

(2) 日常生活よりも運動中に多い

日常生活における危機管理（状況把握や予測などによる予防）能力が高まる一方で、運動部活動を中心に活発に運動が行われる年代であるため、歯・口のけがも、部活動中に発生することが多い。特に、球技系種目による歯の破折の事故が多く、なかでも、野球、バスケットボール、サッカー、バレーボールによる事故が多い。6月に発生件数が多いのも、部活動の影響が大きいと考えられる。

場合別の傷害発生割合

	各教科	特別活動	課外指導	休憩時間中	寄宿舎	通学(園)中
小学校	20.5%	4.4%	1.2%	61.0%	0.0%	13.0%
中学校	22.4%	2.3%	34.0%	35.9%	0.0%	5.4%
高等学校	23.7%	1.2%	62.5%	8.7%	0.3%	3.6%

月別の傷害発生割合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	7.2%	13.2%	7.8%	6.6%	9.6%	11.7%	10.2%	8.4%

高等学校の原因別の傷害発生割合

学校種別	性別	転倒	人に衝突	物に衝突	転落	運動中床で打つ	自分の膝で打つ	ボールが当たる	ラケット等が当たる	投げられる	けんか	相手の足・手が当たる	自転車で転倒	自転車と衝突	その他
高等学校	男	6.4	23.6	13.9	1.5	4.1	1.9	24.7	3.0	0.4	0.0	17.6	2.6	0.0	0.4
	女	22.7	9.1	7.6	4.5	15.2	0.0	12.1	12.1	0.0	0.0	4.5	10.6	0.0	1.5
	全体	9.6	20.7	12.6	2.1	6.3	1.5	22.2	4.8	0.3	0.0	15.0	4.2	0.0	0.6

(3) 日常生活における管理と指導

ア　交通法規を守るようにする

自転車は、道路交通法上では、「車両（軽車両）」に分類される。そのため、自転車の通行は歩道または路側帯と車道の区分のある道路においては、車道を通行しなければならなくなっている。また、自転車は自動車と同じなので、道路の左側を通行しなければならず、交差点の通行についても、「2段階右折」や「自転車横断帯」がある場合は、その部分を横断しなければならない義務が生じる。これらのことを安全教育のなかで高校生に教え、くるま社会の一員としての義務と責任を身に付けさせる必要がある。

イ　交通安全教育を充実する

① 各自治体、各警察署、（財）交通安全協会等の交通安全指導員による「交通安全教育」の実施。

② 授業における安全教育の実施。科目「保健」の1単元「現代社会と健康」のなかで交通安全について取り上げている。そのなかで、自転車の事故について取り上げたい。

③ LHRや総合的な学習の時間を利用した交通安全指導の実施。

ウ　自転車の安全点検をし、習慣化する指導

日常の指導のなかで自転車の安全点検について習慣づけたい。以下の8項目について乗車前に点検を行うようにする。また、1年に1回は自転車安全整備店で必要な整備をすることが必要である。

□サドル	しっかりと固定されているか。 座ったときに両足のつま先が地面につく程度の高さになっているか。
□ハンドル	前輪と直角に固定されているか。
□ベル	付いているか。ベルは良くなるか。
□チェーン	ゆるみすぎていないか。適度に油はきいているか。
□タイヤ	空気は充分入っているか。(親指で強く押して、少しへこむ程度が適切である。) 溝はあるか。傷や穴はないか。
□反射鏡	ついているか。割れたり汚れたりしていないか。 後方からよく見える位置に付いているか。 後だけでなく、前や横にもあるといい。
□ライト	点灯するか。（10m前方がよく見えるか。） ※ライトは自分の視界を確保するだけでなく、反射鏡と同様に対向車等に自分の存在を知らせるという、大切な役目がある。
□ブレーキ	前輪・後輪ともによく効くか。 （時速10kmでブレーキをかけて、3m以内で止まるか。） 自転車を前後に動かしながら確認する。

(4) 運動時における管理と指導

ア　ルールの理解とフェアプレーの徹底を図る

スポーツのルールは、安全にプレーを楽しむために、長い年月をかけて形作られたものである。ルールを、その精神とともに理解することは、安全教育の第一歩であると言える。そしてフェアプレーの精神、自他共栄の精神を指導したい。それは自らが精一杯プレーすることを心がけるとともに、相手と審判を尊重し、ルールの精神を尊重することである。

イ　正しい技術（身のこなし）を習得できるようにする

運動の合理的な行い方、正しい技術を身に付けることは大切である。基礎・基本の重要性は、安全面からも言えるのである。

各スポーツの技術だけでなく、その前提となる様々な身のこなしは、幼い頃からの運動体験によって身に付けさせたい。転倒したときに受け身ができないことが、歯・口のけがをはじめとする様々なけがの原因となっている。

ウ　施設・設備・用具の点検と管理を徹底する

グラウンドや体育館の床、コート面など、活動場所の安全確認は不可欠である。活動中も、レーキやワイパー、コートブラシを用いて一定の条件を保つことが大切である。用具やボールなどの点検をし、散乱することのないよう管理することも欠かせない。

エ　予見し回避する能力を高める

どのような事故が起こり得るのかを、過去の事例をもとに学習することが大切である。

スポーツ指導のねらいは、単に技能を高めるだけでなく、安全に、楽しく行える能力を身に付けさせることである。その際、歯・口のけがが様々な場面で起きていることを知らせることも大切である。自分の安全を自ら確保できる、自立した人間を育てることが大切である。

オ　防止のための具体的な対策を立てる

ラグビーでマウスガードが必須となったように、いくつかの種目では歯・口のけがの防止の観点から、何らかの対策を具体的に講じることを考えるべきだろう。

❺ 特別支援学校

1 障害のある子どもの心身の発達と安全

障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害などがある。障害のある子どもの実態は、極めて多様であり、安全な日常生活を送るために介助を必要とする者から、職業的な自立を目指す者に至るまで、障害の内容や程度に大きな差があり、心身の発育や発達の程度も多様である。

また、年々、子どもの障害は重度・重複化、多様化する傾向にある。

障害のある子どもが、自分の身を守り、安全に行動するためには、危険に気付き冷静に考える力、前後の事情や情報を総合して危険をどう回避するのかを判断し、実行する能力を育てることや、話し言葉によるコミュニケーションに限らず、表情や身振り、手話や指文字、コンピュータなどの情報機器や文字カード・絵カードなどの道具を使って意思を伝達（コミュニケーション）できる能力のほか、一人一人の障害の程度や内容、興味関心や進路などに応じて必要な独特の技術や能力などの育成を図ることが必要であり、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度や能力を身に付けていくことが大切となる。

2 障害のある子どもの歯・口のけが

(1) 障害のある子どもの安全指導と安全管理

安全な生活を送るためには、様々な場面を想定し、子どもたちに、危険に対する認知や、日常の安全な状況との違いを見分けて区別する力、視覚・聴覚・触覚などの感覚器官の充実を図るとともに、障害に応じて可能な範囲でとっさの危険からの回避に必要な瞬発力など、身体的な能力を高めることと、危険に対して予測できる能力の育成を図り、地震や火災等の緊急災害時に冷静に判断して適切な行動がとれるようにすることが大切であり、併せて自他の生命の尊重や安全に関する態度の育成を図ることが重要である。

また、安全管理面では、子どもたちの障害の内容や程度に応じて各学校独自の緊急時における障害のある人たちの避難経路や避難場所への誘導及び介助の方法などを盛り込んだ教職員用のマニュアル等の作成と研修や実地訓練、緊急時に際して、子どもたちが実態に応じて自ら情報の発信や受信ができる力を身に付けさせることが必要不可欠となってくる。

(2) 障害や発達段階に応じた安全管理と安全指導

障害別・発達段階別に安全管理・安全指導に関しては、以下のようなことが考えられる。

例えば、障害のある子どもが、生活環境など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団に参加することが難しくなることがあり、安全な行動がしにくくなることがある。このような場合は、環境的な要因が心理面に大きく関与していることが考えられることから、睡眠、生活リズム、体調、気候、家庭生活、交友関係など、その要因を明らかにし、情緒の安定を図るとともに、必要に応じて環境の改善を図る。

ア　自閉的傾向のある子ども

自閉的傾向のある子どもは、予告されない避難訓練の実施など突発的なできごとに遭遇したときや、運動会当日のチームの変更など、当初の予定を急に変更した場合など、状況の変化の過程を推測できないことから、自分がどのような行動をとったらよいか分からず、心理的に混乱し、人に説明を求めるなどの適切な対応行動が難しい場合がある。予定を変更したり、避難訓練の実施をする場合には、あらかじめ本人が理解できるよう、その日の予定と適切な行動の仕方を説明しておくことが必要である。

イ　進行性筋ジストロフィーの子ども

進行性筋ジストロフィーの子どもの場合には、小学部低学年の頃は歩行が可能であるが、年齢が上がるにつれて歩行が困難になり、その後、車いすや電動車いすの利用も必要となってくる。その際の安全な利用の指導や環境の整備は必須であり、避難などの緊急時には、教職員等が背負って移動することも必要となってくる。こうした状況にある子どもは、疲労を覚えない程度の範囲で身体を使うような指導を展開し、できたことをほめ、学習意欲の向上を図るなど、生きがいを感じることができるよう工夫することが必要である。

ウ　聴覚に障害のある子ども

聴覚に障害がある子どもの場合には、感覚の補助手段としての補聴器の活用とともに、代行手段としての視覚の活用が考えられる。つまり、相手が伝えようとしていることを、補聴器を通して耳からの情報を手掛かりに表情や口形等をもとにして理解する聴覚口話法、あるいは視覚的に読み取る手段としての指文字や手話などである。これ以外にも、緊急の情報を光信号に変え、それを見ることによって、その意味を理解したりするなど、代行手段として様々な機器等の活用を図ることが必要である。

エ　視覚に障害のある子ども

視覚に障害がある子どもの場合、白杖を用いて一人で市街を歩くときには、歩く前に、出発点から目的地までの道順を頭の中に描き、歩き始めてからは、歩きながら得られる感覚を総合的に活用して、得られた情報を頭の中に描いてある地図と照らし合わせ、確かめながら歩くことになるため、周囲の状況の把握と、それに基づく的確な判断と行動についての力を付けることが極めて重要になる。

オ　肢体に障害のある子ども

肢体に障害がある子どもの場合、身体の移動能力に関することでは、歩行器を用いた歩行、歩行が困難な場合の車いすの利用など、日常生活に役立つ移動能力を習得することが必要である。

また、運動時には、障害の程度や内容等を考慮し、安全で楽しく実施できる方法やルールを設定したり、その種目に応じた方法やルールを理解させたりするとともに、安全な環境づくりや健康観察などを行う必要がある。

(3) 心や環境のバリアフリーと危険回避できる能力の育成

現在の我が国は、ノーマライゼーションの流れの中で、障害のある人たちが、日常生活や学習上の種々の困難によって、一般の人々との間に生ずる社会生活上の不利益を受けずに生活ができる社会づくり、すなわち、心や環境のバリアフリーが求められている。

しかし、現在各方面で努力が進められているが、日常の社会生活、学校生活、交通事情等を考えてみても、障害のある子どもの周辺には多くの危険が存在するため、障害のある人たちが危険を回避し、自ら安全に行動できるようにするためには、保護者や地域の人等と連携し、日常生活や学習上の種々の環境上の困難を改善する努力と理解を促進するための啓発が広く求められる。

そのような状況の中で、障害のある人たちが安全な生活を送るためには、特別支援学校のみならず全ての学校において、障害のある子どもが自らの力を最大限に生かし、危険から回避できる能力を育てることが必要となってくる。

Ⅲ マウスガードの活用

（1）マウスガードとは？

マウスガードとは「スポーツによって生ずる歯やその周囲の組織の外傷を予防したり、ダメージを軽くしたりする目的で、主に上の歯に装着する軟性樹脂でできた弾力性のある安全具」を意味する。スポーツでは、ボクシングや女子ラクロスあるいは高校ラグビー等その装着が義務付けられているものもある。

また、マウスガードを装着することで、外から加えられた圧力が緩和されるため、脳内圧の軽減、脳震盪の予防や頚椎損傷の予防効果も指摘されている。さらには、歯が当たって出血した場合には感染の危険性もあるので、その予防にもなる。

（2）マウスガードを装着する前の保健指導について

マウスガードに対する児童生徒への教育では、装着する前に、次のようなポイントを押さえておく必要がある。

大事なことは、自分の大切な体を外傷から守るためには、努力が必要だという理解が基本的にできていることである。

ア　スポーツにより歯や口腔に外傷を受ける機会があり、場合によっては歯の喪失や顎骨の骨折あるいは軟組織の障害をもたらす可能性が常に存在すること。

イ　マウスガードを装着することで、その危険性を低下させることができること。

ウ　マウスガードの装着により、嘔吐感、発音障害の発生することがあること。

エ　発音障害は、サ行、タ行、ラ行などで発生するが、ある程度は調整できること。

オ　これらの違和感は、使用するなかで徐々に改善されること。

カ　むし歯や歯周病は装着前に治療を完了しておくこと。

キ　定期的（1 年に 2 回程度）にチェックをうけること。

ク　使用頻度、発育途上にある年齢かどうかなどの要因で作り替える期間が異なること。

マウスガード（カスタムタイプ）

上の歯に装着されたマウスガード

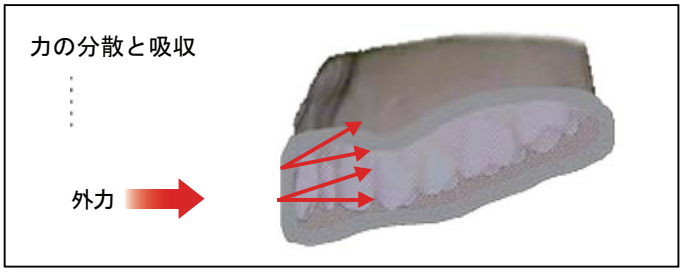

マウスガードの働き（外力の吸収と分散）

Ⅳ 危険予測学習

1 危険予測学習とは

歯・口の傷害・障害を含む子どもの事故やけがは、子ども自身の行動や心理状態等の主体の要因と自分以外の人や物、気象条件、周囲の状況等の環境の要因が関わりあって起こる。

そこで、身近な事故の事例や場面設定を通して、「自分の周りにはどのような危険があるか（環境要因）」、「自分の行動等に伴って生じる危険にはどのようなものがあるか（主体要因）」など主体や環境の要因に潜む危険に気付かせ、その危険は、「どのようにしたら除くことができるか」を考えさせることによって、危険予測・危険回避能力を身に付けさせようとする学習方法が危険予測学習である。

具体的には、事故やけがを防ぐには、見えている危険（顕在危険）や直接見えていない危険（潜在危険）を探して、それに応じて自分の行動の仕方を選択したり、環境の改善の仕方を考えたりして危険を取り除くことが大切であることなどについて学ぶことを通して、様々な危険に気づいて安全に行動することや環境を安全に整えることの大切さを理解し、実践しようとする態度を育てることをねらいとしている。

2 歯・口のけがの防止からみた顕在危険と潜在危険

（1）顕在危険

顕在危険とは、施設・設備や用具の故障・損傷などの環境の不備や他の人の明らかに危険な行動、気象条件等で経験的に歯・口の事故やけがが起きやすいと思われる状況での目に見えやすい（明らかな）危険をいう。

《顕在危険の具体例》

① 主体要因に関わる危険の具体例
＜行動に伴う危険＞
・明らかな見落とし、よそ見
・転倒、衝突、接触、打突
・施設・設備や用具の不適切な扱い　など

② 環境要因に関わる危険の具体例
＜他者にある危険＞
・混雑したところでの素振り
・近い位置でのボール蹴り、キャッチボール　など
＜環境にある危険＞
・施設・設備や用具の故障・損傷
・悪天候、夜間での視界不良等

（2）潜在危険

潜在危険とは、現状では目に見えていないが、自分や他者の行動の仕方等によって歯・口のけがが発生する可能性のある危険、活動の場所の広さと人数、活動に適していない施設や用具・場所など活動する環境に潜む危険をいう。

《潜在危険の具体例》

① 主体要因に関わる危険の具体例
＜自分の中にある危険＞
・あせりや不安　・自信過剰、誤認　・体調の不良
・思い込み　・技能や体力の不足や未熟　など
＜行動に伴う危険＞
・急激な方向変換、停止、行動開始
・転倒、衝突、接触、打突につながる可能性のある行動

② 環境要因に関わる危険の具体例
＜他者にある危険＞
・思い込み、誤認、錯覚　・漫然あるいは、故意
＜環境にある危険＞
・狭隘（あい）な運動場や体育館
・薄暮時や夜間等の見えにくい状況での活動
・悪天候での視界不良　など

3　危険予測学習の機会

(1)　「健康」領域
　①幼稚園教育要領「健康」領域に関連した教育活動
(2)　体育、保健体育科
　①小学校「けがの防止」
　②中学校「傷害の防止」
(3)　特別教育活動
　①小学校及び中学校　学級活動または学校行事
　②高等学校　　ホームルーム活動または学校行事
(4)　その他
　①運動部活動等の課外指導
　②ハイリスクの子どもへの個別指導

4　歯･口のけがの防止で取り上げる危険予測学習の内容例

次のような視点から、各学校種の管理下で起こっている顕著な歯・口のけがの事例のいくつかを取り上げ、教材化することで、身近で効果的な学習が実現できる。

(1)　幼稚園・保育園の幼児

園内・園舎内・保育中で、①転倒　②人に衝突　③物に衝突　④転落して負傷している。

(2)　小学生

学校内・校舎内外で、休憩時間中、教科や特別活動中に、
　①転倒　②物に衝突　③人に衝突　④転落　⑤床で打つまたは、ボールが当たって負傷している

(3)　中学生

学校内(校舎内外)、校外で、課外活動・教科指導(体育・スポーツ活動)、休憩時間中に
　①転倒　②人に衝突　③物に衝突　④ラケット等に当たる　⑤床で打つまたは、ボールが当たって負傷している。

(4)　高等学校・高等専門学校生

学校内(校舎内外)、学校外で、課外活動・教科指導(体育・スポーツ活動)、休憩時間中に
　①ボールが当たる　②人に衝突　③物に衝突　④転倒　⑤床で打つ、またはラケット等が当たって負傷している。

5　危険予測学習の進め方

初めは、できるだけ身近で分かりやすい題材を取り上げて危険予測学習の進め方を理解させ、次いで、計画に沿って様々な場面や事例を取り上げて、危険予測・危険回避能力を高めていくようにする。

危険予測学習の指導過程としては、次のような手順が考えられる。実施に当たっては、一斉学習（幼児や小学校低・中学年等）やグループでの演習などを取り入れ、幼児から高校生までの発達段階等を考慮して、分かりやすく具体的な場面を提示し、効果的に進めることが大切である。

＜ステップ１　場面の読み取り＞

どのような場面か詳細に把握する。

①イラストや写真、動画等で、危険を含む場面を提示し、場面や状況の読み取りをする

・どのような場面か？（何をしているか？見える物・人、周囲の様子等）

・見つけたことを自由に挙げさせ、否定しないようにする。

＜ステップ２　危険の予測＞

どのような危険が考えられるか推測し、その中で最も重要なものを選び出す。

②この場面には、どのような危険があるか考え、回答させる。

・この場面では、どのような危険が考えられるかを、自由にあげさせる。

・顕在危険だけでなく、潜在危険にも気付かせるようにする。

③回答した中で、最も起こりやすく重要なものはどれかを検討させ、回答させる。

・これまでの経験や知識等を元に、もっとも起こりやすい危険に絞り込む。

・同程度に重要で１つに絞り込めないときは、2～３例でもよい。

＜ステップ３　危険回避方法の検討＞

危険を回避できる方法を考える。

④絞り込んだ危険について、どのようにしたら事故やけがが防げるかについて考える。

・「ルールを守る、気を付ける」などの抽象的なものでなく、具体的な行動等で考えさせる。

・複数の方法が出された場合は、実行可能でもっとも適切かという視点で絞り込むようにする。

⑤過去の事故事例や事故の発生状況などから、正答と考えられる危険回避の方法を示す。

・この場面で最も予測すべき危険とその回避の方法を、イラストや写真、俯瞰図（ふかんず）、動画等を用いて、具体的に解説する

⑥⑤で取り上げられなかったいくつかの危険や回避の方法についても、教師が取り上げて補足する。

・多様な側面からの危険予測・回避能力、成就感と学習への意欲向上のため、正解は必ずしも１つでないことを押さえる。

＜ステップ４　学習の整理と実践への意欲化＞

教科等の特性や学習のねらいに応じてまとめをし、実践への意欲を高めたり、実践できる方法等を考えたりする。

⑦学習したことを整理し、実践化を図る。

・学習して分かったことを整理し、まとめる。その上で、自分の生活を振り返らせたりして実践化を図る。

・教科の場合は、学習目標の実現を目指し、個別の行動等の強制や実践化のみに終始しない。

参考文献：交通安全に関する危険予測学習教材「次は、どうなる？」
文部科学省、平成 14 年 3 月

V 応急手当

歯・口腔の傷害は、交通事故などの場合には、脳を守っている脳頭蓋に近接した傷害のため、骨折の状況などでは重篤な問題が発生することもある。しかし、スポーツによる外傷では、そのような重篤な状態になることはほとんどないので、子どもに不安を与えないよう落ち着いて対応すればよい。基本的に、歯が抜けても、適切な対応をとれば再植といって、元の位置に歯を戻すことが可能である。スポーツ外傷によって失われる歯は前歯なので、再植できるか、再植できないかは、その子どもにとっても大きな問題となる。また、顔や口唇の外傷も醜形を残したりしないように適切に処置したい。

スポーツ外傷の発生部位は、ほとんどが上顎骨、下顎骨、鼻骨など顔の前のほうに集中している。人の顔面は、脳の入っている脳頭蓋を守るために、外部からのショックを細かく吸収するよう多くの骨が縫合で結合しており、骨折することで、ある意味では脳を守っているといえる。

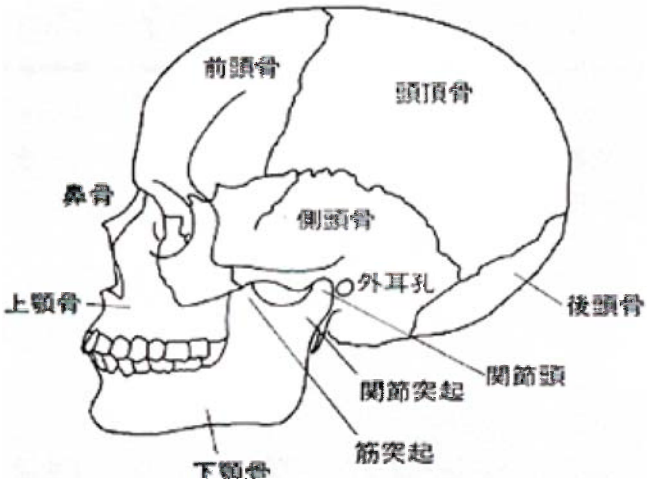

（1）現場での対応と処置

歯・口の損傷の場合には、受傷した歯、歯の周囲軟組織、あるいは歯槽骨や顎骨に対する処置が関係してくる。周囲軟組織の裂傷や出血などに対しては通法に従って消毒と圧迫止血が中心になる。骨折を伴う場合には口腔外科などの専門診療科に搬送することになる。さらに、歯・口の損傷に対しては歯の硬組織や歯髄に対する処置などにおいて、特殊な切削器具や歯髄処置器具あるいは固定用装置などが必要になってくるため、現場でできる対応には自ら限度がある。

したがって、ここでは歯の損傷のなかで初期対応が予後に影響を与える歯の完全脱臼に対する処置を中心に説明する。

① 歯・口の異常は認めないが、痛みを訴える場合

単なる外傷性歯根膜炎の場合が多いので、保健室常備の「痛み止め」を投与して様子をみる。激しくぶつかっている場合には歯科医院でのエックス線診断を薦めておく。

② 破折に対する処置

歯冠破折で歯髄に達した場合だけが応急処置の対象となる。歯冠完全破折で歯髄が露出すると痛みがひどくなることが予想される。この際には、応急処置として表面麻酔薬があれば綿球などで露髄した部分に塗布することで一時的な除痛を図ることもできる。

③ 脱臼に対する処置

不完全脱臼で挺出や位置の移動が生じている場合には即座に徒手にて整復を図ることも可能である。痛みの著しい場合には歯科医療機関を受診させる。完全脱臼で歯が完全に脱落している場合には、先に述べたように、できるだけ速やかに戻すことが歯の再植の確率を高くする。

④ 陥入に対する処置

陥入に対しては、周囲軟組織や歯槽骨の損傷を伴い出血も多いので、現症に応じた対応をとるが、外傷の範囲も大きいことが多く、子どもも心理的なダメージが強くなる。意識の状態を確認して、安心を与えるように支援する。陥入に対する歯科的処置としては、経過観察、外科的整復および抜歯の三者択一になるが、歯科医療機関で診査をしないとわからない。したがって、現場ではそのときの除痛と感染防止を図る当該損傷部位の消毒・洗浄に努めたのち歯科・口腔外科へ送るのがよい。

(2) イラストで流れを確認しよう

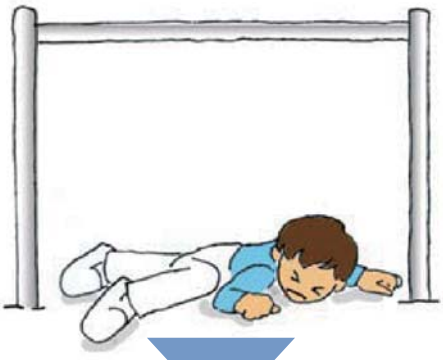

脱落した歯の応急の整復の方法

歯の保存液の一例

1．倒れている友達を発見！

① 意識の確認

「どうしたの？大丈夫？大丈夫？」

「聞こえますか？聞こえますか？」

② 呼吸の確認

※鼻の下に顔を近づけて

③ 脈の触知

心肺機能停止の場合は
人を呼ぶ。救急要請。AED 対処。
BLS (Basic Life Support)

2．心肺機能・意識も正常の場合

「あっ！歯が落ちてる！」

・出血量は多いか、止まらないか、多数歯か

→ 救急要請 口腔外科へ搬送依頼

・出血量は少ない、止まっている、1～2本

→ 歯を拾って
①「歯の保存液」「牛乳」に浸漬
② 学校歯科医に連絡

3．脱落した歯について

「歯根が大切です」

脱落した歯が再植できるかどうかは歯根に付着している歯根膜細胞が生きていることが条件である。

→ 歯根（歯の根元の部分）は触らない
→ 子どもが落ち着いていれば、そして脱落した歯が清潔ならば、その場で差し込んでもよい

4．歯科医院へ急ぐ

「抜けた歯も、かけた歯も持っていこう」

→ 抜けた場合、保存液に浸してなければ30分以内に歯科医院へ
→ かけた歯のかけらも大きければ使える
→ 「歯の保存液」の場合はあわてる必要はないが、再植は早い方がよい

Ⅵ 学校の管理下における歯・口のけがや障害の現状

1 学校の管理下における歯の傷害（けが）の現状

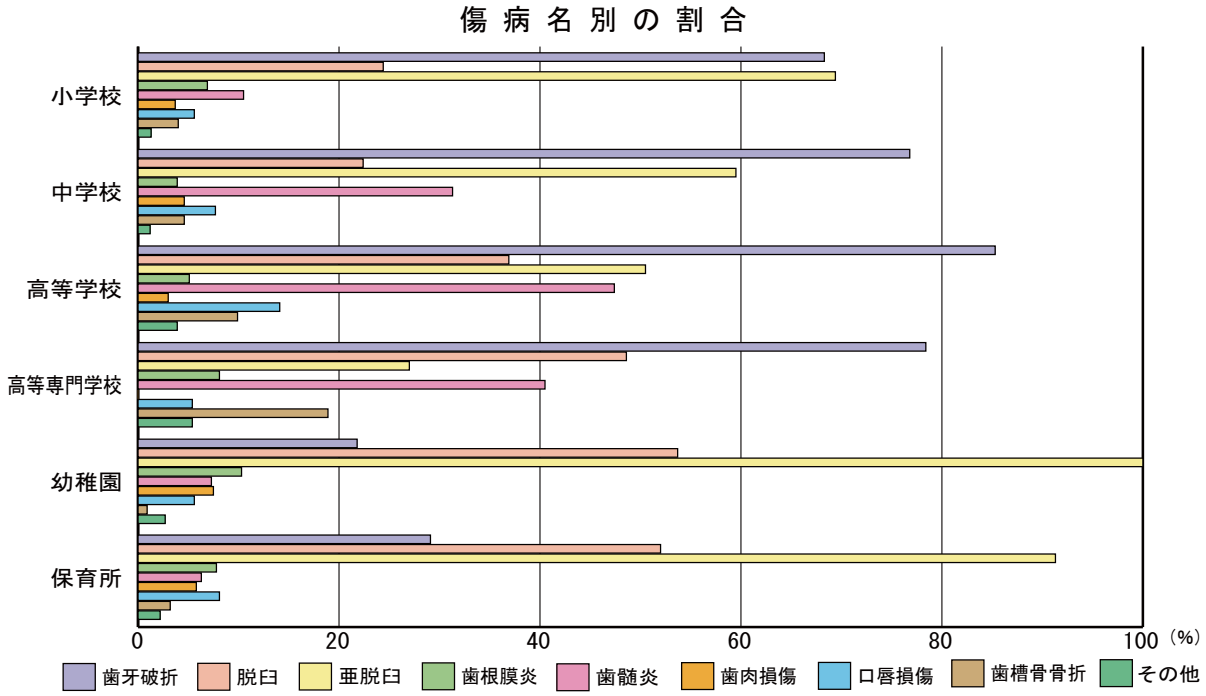

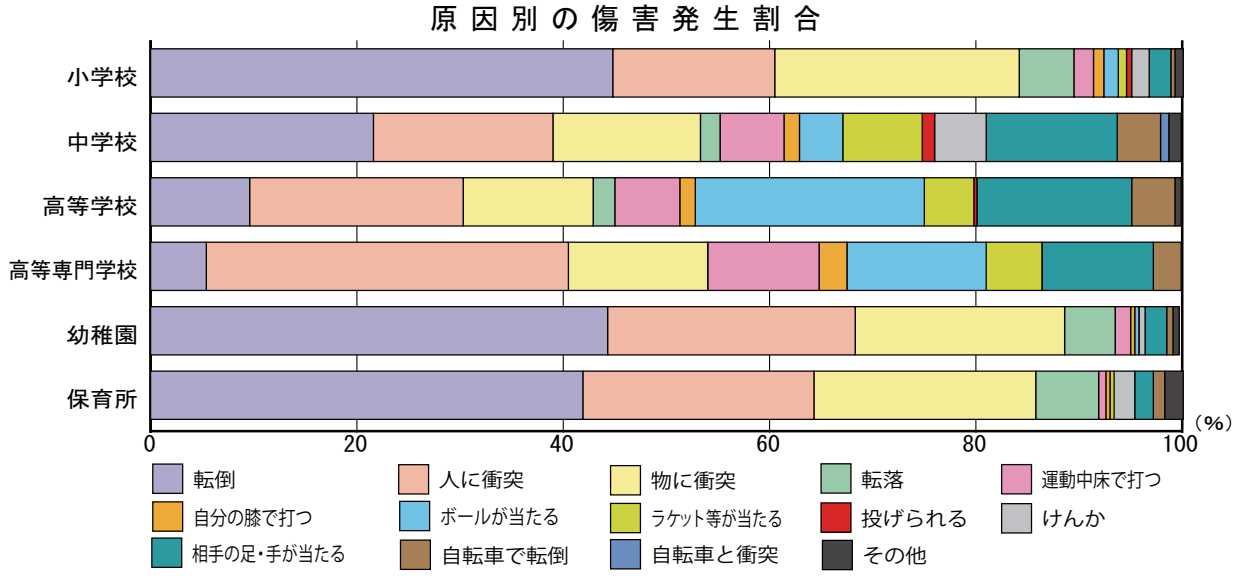

永久歯の受傷割合

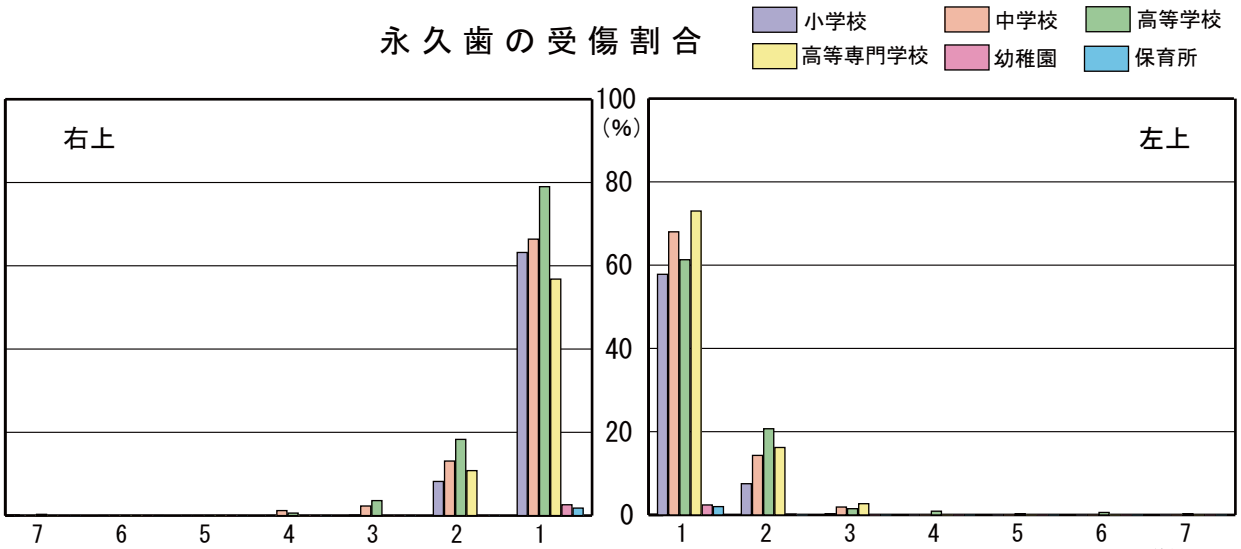

単位：%

学校種別	右上							左上						
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7
小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	8.2	63.2	57.8	7.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校	0.0	0.0	0.0	1.2	2.3	13.1	66.4	68.0	14.3	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0
高等学校	0.3	0.0	0.0	0.6	3.6	18.3	79.0	61.3	20.7	1.5	0.9	0.3	0.6	0.3
高等専門学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8	56.8	73.0	16.2	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	2.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保育所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

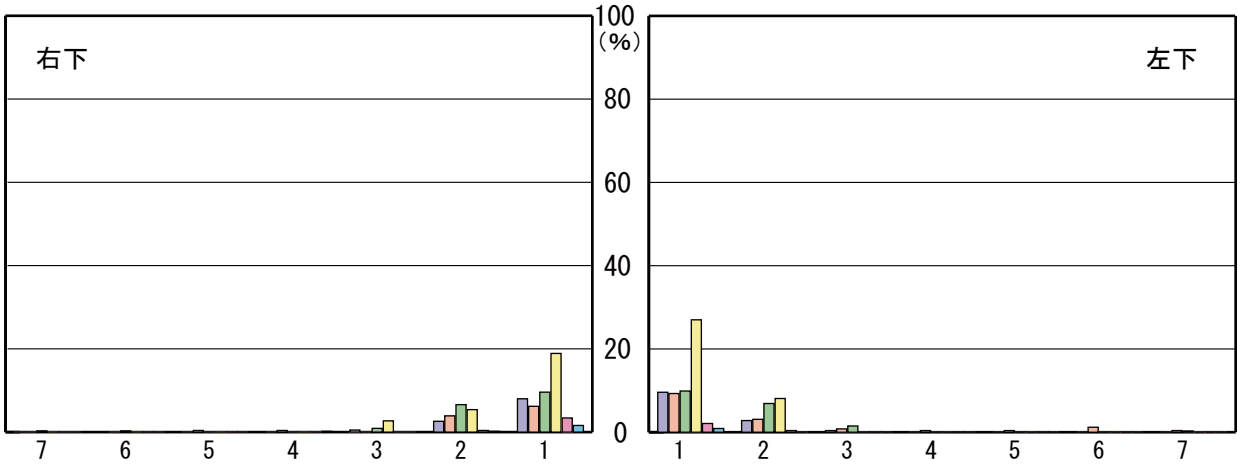

単位：%

学校種別	右下							左下						
	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7
小学校	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	2.6	8.0	9.6	2.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
中学校	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	3.9	6.2	9.3	3.1	0.8	0.4	0.4	1.2	0.4
高等学校	0.3	0.3	0.0	0.0	0.9	6.6	9.6	9.9	6.9	1.5	0.0	0.0	0.0	0.3
高等専門学校	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	5.4	18.9	27.0	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	3.4	2.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保育所	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	1.6	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

２　歯の障害事故の具体的事例

		災害発生の状況
事例 1	小６年・女	理科の授業中、虫探しに向かおうと走って、地面のくぼみに足を取られ転倒した際、ちょうどその場にヒューム管（下水道菅）があり口に当たって負傷した。
事例 2	小５年・男	体育の授業中、とび前転（マット運動）の練習をしていた。助走をつけ前転をし終わった際に、右膝に口をぶつけ前歯を負傷した。
事例 3	小２年・女	昼清掃のため清掃場所へ向かう際、校舎裏の側溝の蓋の上を走っていて転倒し、顎から鼻にかけて強打した。
事例 4	小６年・女	清掃時間中、床の雑巾がけをしていた際、他の児童と接触し、前につんのめり、床で前歯を強打した。
事例 5	小６年・男	プール清掃中、デッキブラシで作業を行っていた際、ブラシを持ったまま滑ってしまい前に倒れて前歯部分を強打した。
事例 6	小２年・男	休憩時間中、友達と追いかけっこをしている際、転倒し前歯を床にぶつけた。
事例 7	小５年・男	休憩時間中、鬼ごっこをしていたところ、排水溝につまずき転倒した。手を付いて支えようとしたが、体を支えきれずコンクリートに鼻と前歯を強くぶつけた。
事例 8	小５年・女	休憩時間中、すべり台を下から登っていて、バランスを崩し、顔面をすべり台に強く打ちつけた。
事例 9	小４年・男	昼食時休憩時間中、クラスの友達とすべり台で鬼ごっこやボールころがしをして遊んでいた際、斜面に裸足で立ちジャンプしてボールを避けようとして転倒し、手摺りで前歯を打った。
事例 10	小５年・男	昼食時休憩時間中、同級生と鬼ごっこをしていた際、逃げていた本児童と他の児童が偶然１台の車の右側と左側を走っていた。高さのある車のかげで、お互いを認識できずにいたため、車の前に出たところで勢いよく衝突した。本児童は背が高いため、相手の左額に歯を強くぶつけた。
事例 11	小３年・男	朝、登校して、上靴を履かないまま教室へ入り、自分で滑って転び、手に持っていたペットボトルのキャップの部分で前歯（永久歯）を打撲する。その直後打撲した上の前歯２本のうち１本が根元から抜ける。
事例 12	小５年・男	寄宿舎で、余暇時間に、職員が本児童の手を持ち、軽く力を加えて離し、駆け足をさせるという遊びをしていた。５回目の駆け足をして遊んでいた際、急に体を反転させ、その勢いで足を滑らせ、うつ伏せに倒れて、歯を床に打ちつけた。
事例 13	小６年・女	徒歩で登校中、舗装されていない道でつまずき転倒した際、顔面を石に強打し、前歯を負傷した。
事例 14	小６年・女	妹と２人で自転車で登校中、下り坂でスピードを上げた際、本児童のハンドルと妹の自転車のハンドルが接触し、バランスを崩して転倒し、口を打ってしまい、上顎前歯２本が脱落した。
事例 15	小３年・男	下校中、急ぎ足で、道路左端を歩いていたが、ガードレールが切れている側溝に誤って転落した。そのとき、前歯が何かに当たった。
事例 16	小３年・男	下校中、通学路を走っていたところ、上級生が走って追い抜こうとし、本児童にぶつかった。その際、転倒し、顔面を地面に強打した。手に荷物を持っていたため、手を着くことができなかった。
事例 17	中１年・男	体育の授業中、マット運動で、首跳ね起きの技の練習の際、勢いがついてマットから外れ、床に顔面から転倒して負傷した。
事例 18	中３年・男	体育の授業中、ソフトボールをしていた際、バッターが打った後に、投げたバットが口に当たった。
事例 19	中３年・男	体育の授業でソフトボールの試合中、本生徒がバッターの後ろで打順を待っていたところ、バッターがボールを打った後、誤ってバットを放してしまい、そのバットが本生徒の口に当たった。
事例 20	中２年・男	体育の授業中、ウォーミングアップのランニングの際、他の生徒と足がからまり転倒した。口を打って負傷した。
事例 21	中３年・女	中学の時、体育会に向けての百足競争の練習中、本生徒が先頭にたって練習をしていたが、何人かの足が合わなくなった際、ロープが引っ張られ顔面を地面に打ちつけ口付近を強打した。

「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」

「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」はホームページからご覧いただけます。
また書籍としてもご購入いただけます。

ホームページでの閲覧

アドレス **http://www.naash.go.jp/kenko/jyouhou/hakuti.html**

＊ 検索サイトで「学校安全支援業務」と入力して検索していただくか、センターのホームページからも入ることができます。

センター トップページ ➤ 学校安全支援業務 ➤ 学校安全情報 ➤ 歯・口のけが防止について

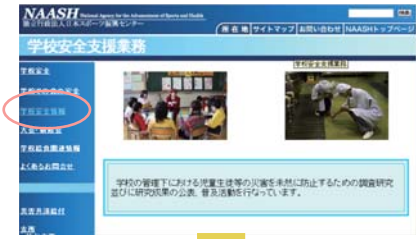

購入方法

◇ 一般書店にて注文

通常、一般書店の店頭には置いておりません。「日教販取次ぎ」にて書店にご注文ください。

◇ 当センター学校安全部安全情報室へ注文

ホームページ上に書籍の注文書が掲載されています。ダウンロードして必要事項を記入し、学校安全部安全情報室あてにFAX してください。

定価 630 円
A4 版(128 ページ)

問い合わせ先

学校安全部安全情報室 **TEL 03-5410-9154**
FAX 03-5410-9167